



## 絵画展

2月20日(土)、大ホールホワイエにて、クレイジーパンプキンに在籍されている方々が描かれた絵画の展覧会が開催されました。



2月20日(土)、「みんなの学校」が上映されました。みんなの学校は、大阪市にあるインクルーシブ教育を実現した実在の学校を舞台にしたドキュメンタリー映画です。誰もが相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合い、お互いを認め合う社会は松田町が目指しているところです。

また、当時は、お茶の水大学副学長・榎原洋一氏による、「インクルーシブ教育とは何か」の講演が行われました。併せて、大ホールのホワイエでは、障がいのある児童生徒の絵画教室・クレイジーパンプキンに在籍している方々による絵画展も開催されました。今回、このようにインクル

耳慣れない言葉ですが、2012年に文部科学省は、障がいを持つ子どもの通学先が、「原則として特別支援学校」と定められている法令を改正し、普通の小中学校に通学しやすくする方針を打ち出しました。

つまり障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを目指す教育です。

インクルーシブ教育について、講演会などを実施したのは、町として、支援教育の重要さの周知やインクルーシブ教育というものを、皆さんに知っていたときだったからです。

インクルーシブ教育は、共生社会の実現に向けて障がいのあるなしにかかわらず、集団の中で互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育むこと。また誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育むことを目指しております。これらは、インクルーシブな学校づくりが求められています。

## ●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



○不當な差別的取扱いの禁止  
行政機関や、民間の事業者が正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

○合理的配慮の提供  
障がいのある方やその家族などから何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で対応することを合理的な配慮の提供といいます。

## 障害者差別解消法が施行されます

平成28年4月より

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指しています。

【問い合わせ】

福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

## ●障がいを理由とする不當な差別的取扱い(例)



障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかけてはいけません。



学校の受験や、入学を拒否してはいけません。

| 区分  | 不當な差別的取扱い                      | 障がい者への合理的配慮                                   |
|---|--------------------------------|---|
| 国の行政機関・地方公共団体等                              | <b>禁止</b><br>不當な差別的取扱いが禁止されます。 | <b>法的義務</b><br>障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。     |
| 民間事業者（※）<br>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます | <b>禁止</b><br>不當な差別的取扱いが禁止されます。 | <b>努力義務</b><br>障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 |

※この法律は、行政機関や民間事業者を対象とした法律です。一般の方の個人的な立場では、法律の違反を罰したり、義務を課したりするものではありません。

※松田町では、この法律施行にあわせて「松田町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、この要領に基づき対応します。